

## 第 442 回山形海区漁業調整委員会 議事録

日時：令和 8 年 4 月 28 日（火）

午後 1 時半から 4 時半まで

場所：山形県水産技術振興センター水産振興部  
3 階大会議室

### 1 報告事項

- (1) 第二種共同漁業権（小型定置漁業）の保護区域に係る委員会指示の公報登載について
- (2) 特定水産資源（スルメイカ）の採捕停止命令に伴う小型いか釣り漁業者（総トン数 5 トン以上 30 トン未満）による試験操業の結果について
- (3) 令和 8 管理年度における特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））の知事管理漁獲可能量の変更について

### 2 議 事

- 【第 1 号議案】山形海区漁業調整委員会規程の一部改正について
- 【第 2 号議案】山形・秋田両海区入会協定について
- 【第 3 号議案】山形・秋田・新潟 3 海区連絡協議会の提出課題について
- 【第 4 号議案】火光利用による一本釣り漁業の制限に係る委員会指示の見直しの方向性について

### 3 出席者

山形県海区漁業調整委員

- ・会長 加藤 栄 ・会長代理 鈴木 重作
- ・委員 伊原 光臣、田代 善幸、本間 優子、和田 光子、  
樋口 恵佳、齋藤 守、飯塚 厚司

山形県漁業協同組合 ・指導課長 佐藤 悠太郎

山形県水産技術振興センター

- ・水産研究部長 本登 渉
- ・水産振興部長 加賀山 祐 ・船長 白幡 英樹
- ・機関長 佐藤 孝浩 ・漁業調整専門員 濱崎 恵美
- ・漁業調整主査 伊藤 寛和 ・主査 中西 良輔

山形海区漁業調整委員会事務局 ・主査 斎藤 祥司

### 4 傍聴者 なし

## 【開 会】

○事務局（斎藤主査） 規定第7条第1項（過半数出席）により委員10名のうち8名の出席を確認し、委員会の成立を報告

○加賀山水産振興部長 令和8年度組織改正に伴う水産関係出先機関の見直し及び水産関係県職員人事異動（補佐級以上及び漁業調整関係）について報告

## 【議事録署名人の選出】

○加藤会長 規程第12条（会長及び会長の指名する2名以上の委員）により議事録署名人を伊原、飯塚両委員に指名（両委員了承）

## 1 報告事項

(1) 第二種共同漁業権（小型定置漁業）の保護区域に係る委員会指示の公報登載について

### 〔資料説明〕

○事務局（伊藤漁業調整主査） お手元の資料の報告1を御覧ください。2月に開催されました委員会におきまして、例年と同様の内容で委員会指示を発動することについて御決定いただいております、第二種共同漁業、いわゆる小型定置漁業の保護区域に関する委員会指示につきまして、令和8年3月6日付けの山形県公報に登載されましたので、御報告申し上げます。

また、県漁協をはじめ、漁業者団体、各地区小型船舶安全協会、ボートショップ、酒田海上保安部等への周知を行うとともに、県ホームページにも掲載しております。御報告は以上です。

### 〔意見等〕

なし

(2) 特定水産資源（スルメイカ）の採捕停止命令に伴う小型いか釣り漁業者（総トン数5トン以上30トン未満）による試験操業の結果について

### 〔資料説明〕

○事務局（伊藤漁業調整主査） お手元の資料の報告2を御覧ください。こちらは県からの報告でございます。

まず、1の概要についてであります。令和7年10月31日に、大臣管理区分の小型するめいか釣り漁業に対し、農林水産大臣から採捕停止命令が発出されたことにより、総トン5トン以上30トン未満の小型いか釣り漁業者は、休漁を余儀なくされました。

これを受け、県では、県内の小型いか釣り漁業者に対し、休漁対策として、令和7年11月に火光利用による一本釣漁業の試験操業の許可を行いました。さらに、令和7年12月には、するめいかの採捕停止命令に伴い、するめいかの資源評価に必要な漁獲情報が確保できないことから、令和7管理年度

における山形県沖合海域でのするめいかの来遊状況等を把握し、今後の資源評価及び令和8管理年度の適切な漁獲可能量、いわゆるTACの配分に資するため、資源管理方針等の変更を行い、知事管理区分のするめいかTACを活用して、県内の小型いか釣り漁業者に対し、山形県沖合海域でのするめいか資源調査を目的とした試験操業の許可を行ったところであります。

次に、2の試験操業の概要についてであります。まず、(1)の火光利用による一本釣り漁業の試験操業、いわゆる火光釣りにつきましては、県内の小型いか釣り漁業者を対象に、県漁協さんあて許可を行ったものであり、休漁対策を目的として、令和7年11月14日に許可し、4隻が許可を受けております。

次に、(2)の山形県沖合海域するめいか資源調査の試験操業についても、県内の小型いか釣り漁業者を対象に、県漁協さんあて許可を行ったものであり、山形県沖合海域でのするめいかの来遊状況等の把握を目的として、令和7年12月22日に許可し、4隻が許可を受けております。

3の試験操業の結果についてであります。火光利用による一本釣り漁業の試験操業につきましては、操業実績はございませんでした。

一方、山形県沖合海域するめいか資源調査の試験操業につきましては、令和7年12月24日に1隻が水揚げを行い、漁獲量は0.235トンでありました。報告は以上です。

#### 〔意見等〕

○議長 1艘出たイカの船は何トンの船か。あと235kgは何箱になりますか。当日の一箱当たりの単価も教えてください。また、ほかに3艘許可が出たと思いますが、その3艘が出なかった理由、事情を教えてください。

○事務局（伊藤漁業調整主査） 出た船は19トン船1隻で、47箱になります。

○議長 単価はわかりますか。

○佐藤指導課長 単価は思い出せないですが、4,000円から5,000円にはなったはずです。

○議長 水揚げは20数万円ということですね。

○佐藤指導課長 金額は26万円くらいだと思います。

○議長 この1隻だけ出てあと3隻出なかった理由はわかりますか。すべて出たらもう少し獲れたのではないかと思います。

○佐藤指導課長 試験操業で一度試しに出てみることにしたのですが、漁場が遠かったため、様子を見ることにしたそうです。他の船は様子を見ながら待っていたのですが、あまり漁場が形成されなかったことと、20数万円くらいでは採算が合わないということで、出漁を見送ったと聞いています。

○議長 19トンの船だと燃料代はどのくらいかかりますか。

○佐藤指導課長 燃料代は聞いていないですが、1日30万円くらいの水揚げがあると採算が合うと聞いております。

- 議長 それは人件費も含めてということですね。燃料代だけでも10万円はかかるのではないのでしょうか。
- 佐藤指導課長 10万円まではかからないと思います。
- 議長 金額的に近いものはあるけれども、ある程度獲れないと見合わないということですね。
- 本間委員 確か試験操業をする理由が、船を買ったばかりで、それを助けるためという話があったと思いますが、それがこの出漁した1艘ですか。
- 伊藤漁業調整主査 この船ではありません。
- 田代委員 個人情報の配慮も必要ですが、19トンといえど何艘もないので、由良の清栄丸とはっきり言った方がいい。
- 操業場所だが、向瀬まで2日間に渡って行ったのか。
- 佐藤指導課長 1日で移動しました。はじめに鳥海礁に行って、その後向瀬に行って、少し釣れたそうです。
- 議長 状況がわかったということと、試験操業事情あったということです。
- 以上が報告ですので了承したいと思います。

(3) 令和8管理年度における特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））の知事管理漁獲可能量の変更について

〔資料説明〕

- 事務局（斎藤主査） 報告3の資料を御覧ください。くろまぐろの令和8管理年度における知事管理漁獲可能量の変更に関する取扱いについては、令和8年3月の第441回委員会です前にお諮りさせていただき、県内の関係漁業者の要望によりまして、融通に係る協議を行った結果、農林水産大臣から都道府県別漁獲可能量の融通の通知を受けた場合には、その結果に基づき速やかに知事管理漁獲可能量を変更し、配分を実施した直後の委員会において報告を行う対応とさせていただくこととしました。1～3枚目はその諮問、答申の写しとなります。

4枚目のとおり4月20日付で農林水産大臣から漁獲可能量の融通の通知があり、小型魚は当初配分28.3トンから8.3トンに、大型魚は当初配分27.8トンから57.2トンに変更となりました。

この変更は、小型魚の漁獲可能量を大型魚の漁獲可能量へ不等量交換する「大小振替」によるものです。具体的には、小型魚の振替希望数量に1.47の係数を乗じた数量を大型魚の漁獲可能量に変更する内容です。漁業者や漁協と相談した結果、本県は小型魚の漁獲可能量20トン、大型魚の漁獲可能量29.4トンに変更するよう要望し、要望どおりに変更されております。

小型魚については、5枚目の資料のとおり、本県に定められた数量8,300kgを、山形県くろまぐろ漁船漁業に8,100kg、山形県くろまぐろ定置漁業に200kgを設定しました。

大型魚については、6枚目の資料のとおり、本県に定められた数量57,200kgを、山形県くろまぐろ漁船漁業に57,100kg、山形県くろまぐろ定置漁業に100kgを設定し、これらをホームページで公表いたしました。

また、参考として、本県の配分量と漁獲実績について、まとめておりますので、御覧ください。

1の令和8管理年度の都道府県別漁獲可能量については、今御報告した変更を表にまとめております。

なお、5月末には農林水産大臣から追加配分の通知があり、この数値に追加配分が加算される予定となっております。

2の表は、4月27日時点の漁獲状況を小型魚と大型魚別でまとめております。

小型魚では、漁船漁業で28.7kg、消化率0.4%、定置漁業で66.7kg、消化率33.4%の漁獲となっていて、大型魚では、漁船漁業で3462.7kg、消化率6.1%の漁獲となっています。

昨年度の初水揚げは、漁船漁業では5月9日、定置では5月22日でしたので、初水揚げは約半月～1か月早い結果となっております。説明は以上です。

#### 〔意見等〕

- 議長 定置に66.7kgとあるが、どのくらいの大きさのものがいるのか。
- 佐藤指導課長 24から25kgほどが2本と、20kgほどが1本でした。
- 議長 定置は10kgが多く入ると聞いたが、全て20kg以上と、大きい。
- 佐藤指導課長 例年多く入っていましたが、今年はイワシを追いかけて来たようなので、大きいマグロが獲れているようです。
- 飯塚委員 定置網の大型魚100kgは、超えて入ったらどうするのか。1匹でも100kgを超えるマグロが入った場合はどうなるのか。
- 事務局（斎藤主査） 30kg以上の大型魚は1割の2,700kgを県留保枠としています。その地区の漁獲枠を超過してしまった場合、定置網で100kg以上のものが入ってしまった場合などは大型魚から使うということで、漁協と調整しています。
- 議長 マグロは数が多いわけでもないが、初漁獲が早いようだ。今年になって他の魚種など、獲れ初めが例年より早い魚種はいるか。漁協の水揚げの

状況は変わらないか。

○佐藤指導課長 あまり変わらないですが、少し、イワシが定置でたくさん獲れたとか、ウマヅラが獲れたと聞いており、例年よりも少し早い気がしています。全体的に若干早まっているかもしれません。

○議長 個人的に3月末に今年1回目の出航をした時に、大きいマイワシが釣れた。この時期、マイワシが来ることに少し驚いた。マイワシは漁協でも水揚げはありますか。

○佐藤指導課長 定置網で、トン単位で水揚げしているようです。

○議長 富山湾のほうでイワシの水揚げが好調と聞いた。若干例年と違う傾向があるようです。報告事項3について他に意見等がないようでしたら報告事項なので了承したいと思います。

## 2 議 事

【第1号議案】山形海区漁業調整委員会規程の一部改正について

〔資料説明〕

○事務局（斎藤主査） 資料1を御覧ください。山形海区漁業調整委員会規程改正（案）としまして、右に現行、左に改正案を記載しております。第1条は変更ありませんが、第2条において、現行では「委員会の事務所は、山形県庄内総合支庁産業経済部水産振興課に置く」となっておりますが、先ほど加賀山水産振興部長の説明のとおり、令和8年度から組織機構の改正に伴う水産関係出先機関の見直しがありましたので、事務所を「山形県水産技術振興センター水産振興部」としております。

なお、委員会処務規程には事務所の名称に関する項目はありませんので、今回、改正はありません。

2ページから5ページは、今年度から施行予定の規程の溶け込み版となります。説明は以上となります。

〔意見等〕

○議長 水産振興課から部となったので農林水産部と並立する存在となったと思ってぬか喜びしたのですが、聞いてみたらそうではなく農林水産部の中に水産振興部があるということで、部の中に部があるのかわかりにくいので、個人的には水産振興室でもよかったのではと思いました。部が二つ重なるような組織図になったのか不思議です。意見でなく感想です。

これにつきまして名称の変更ですが、特に質問や意見はないようですので、この改正について了承するという事でよろしいですね。（了）

【第2号議案】山形・秋田両海区入会協定について

〔資料説明〕

○事務局（斎藤主査） 資料2を御覧ください。秋田・山形両海区では、毎年ごち網漁業の入会協定を結んでおります。今年度は山形海区が協議文書を送る順番ですので、本日協議させていただきます。

こちらの資料にお示ししている協定については、内容は例年と変更なく、「年数」のみの修正となっております。なお、秋田海区の担当者には、この内容で問題ないことを事前に確認しております。

ごち網の入会につきましては、平成15年から双方の入会許可の実績はありませんが、両海区の友好関係を保つ意味からも毎年協定締結を継続しております。そのため、今年度も例年通り協定を結んではいかがかというものでございます。

本日、この案で協定締結の承認をいただけた場合には、秋田海区へ協議文書を送り手続きを進める予定です。説明は以上となります。

〔意見等〕

○議長 両海区の親睦の証として、漁業実績はないが、毎年同じ内容で継続している。これについて皆さんから意見質問等あるか。

○伊原委員 確認です。月光川の河口中央から292度（真方位）であるが緯度、経度の座標などはあるのか。少し細かいところですが座標で設定されているか聞きたい。

○議長 月光川の河口中央の幅が堆積によって変わっている。この座標についてわかる方はいるか。

○加賀山水産振興部長 おそらくこの協定の中ではそこまで厳密に座標化していません。もし座標化するとすれば、月光川の河口は人工構造物で河川と海の境を決めていますので、その中央（中心）として出すことは可能だが、協定内容はそこまでは決めていないです。

○議長 中央の座標を登録するとなれば、何十万円かの費用が掛かる。

○伊原委員 事務局からの説明の通り、実態はないということなので、必要はないが確認だけです。

○議長 他に質問意見等なければ、締結することを了承します。

【第3号議案】山形・秋田・新潟3海区連絡協議会の提出課題について

〔資料説明〕

○事務局（斎藤主査） 資料3を御覧ください。「秋田・山形・新潟3海区連絡

協議会」は、隣県海区の顔合わせや情報交換を目的に、毎年7、8月ごろに3海区の関係者が一堂に会する会議を開催しております。開催県や幹事海区については1年ごとに持ち回りで担当しており、先ほど会長の説明のとおり、今年度は山形海区が担当となります。例年、会議後は、情報交換を目的とした懇親会も設定されます。

資料には、過去の3海区連絡協議会での提案・照会事項を記載しております。それぞれの海区で、当日に聞きたいことを事前に照会し、会議の場で直接、情報交換しています。

令和2年度から令和4年度までは新型コロナウイルス感染症の影響で書面による協議のみの開催となっておりますが、令和5年度は、本県で3年ぶりの対面開催となりました。

これも会長の説明のとおり令和6年度は秋田県で開催の予定でしたが、直前の記録的な大雨により中止、令和7年度は新潟県で開催の予定でしたが、豪雨による交通障害により中止となり、2年続けて中止となりました。

今年度の開催時期は、事前に会長と打ち合わせをし、大雨の影響を受けにくい、8月下旬にすることとし、秋田、新潟海区と現在日程の調整中です。場所は酒田駅前の「ル・ポットフー」を予定しています。こちらは令和5年度も同じ会場だが、2会場を借りて、1会場で会議を行い、会議が終了次第、隣の会場に移動して情報交換会、懇親会を行う予定です。日程が確定しましたら改めて皆様に御連絡いたします。

今回は、今年度の3海区連絡協議会で取り上げたい照会事項について、皆様から御意見をお聞きしたく存じます。他の海区に聞きたいこと、提案したいこと、気になっていることなどございましたら、是非お話しただいて、案をまとめていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。説明は以上となります。

#### 〔意見等〕

○議長 例年豪雨災害の影響等で対面での開催ができない状況が続いている。

開催時期も7月末は大雨の降りやすい季節なので、8月中旬のお盆過ぎのほうで安定するのではないかとということで、今年は8月後半にしてみようと話をしている。隣県の意向もあるがその頃の時期を狙って両海区に意見を聞いてみたいと思う。

そこで山形海区から提案議題をどのようにするか、皆さんに伺いたい。考えがあれば話してほしい。

○田代委員 これまではどういう内容でやっていたのか伺う。

○議長 平成2年度以降毎年実施してきたが、令和6、7年と豪雨の影響によ



り対面会議がなかったのでやや消化不良気味の書面会議となった。その際には生の情報などが書面なので入らず、質疑応答ができなかった。

通常、議題を提案する場合、対面会議だと翌年また同じ議題ということは出来ないが、これまで書面開催だったので、令和6、7年の議題をプラスチックアルファして新たな議案にすることは可能だと思う。

内容を変えるなり加えるなりする方法もあるし、全く新規のテーマを出すことも可能です。できれば3海区に共通の議題が望ましいし、今、3海区が抱える問題に近いものを出せればと思う。何かこのようなテーマについて新潟、秋田の意見を聞いてみたいことはありませんか。

○樋口委員 個人的に洋上風力関連の議題は継続的にどこかの県から出ているので今年どこの県も出さないのであれば山形海区から提案に入れてもいいのではないかな。

○議長 洋上風力のどのような点についてですか。

○樋口委員 地域によっては撤退したという話も聞こえてくるので、それに伴う混乱や、それとも混乱はないのか。現状の話、現地の人でしかわからない話を聞いてみたい。

○議長 いろんな意味で洋上風力の課題でしょうかね。この点どうですか。伊原委員はその点、接点が多い立場なので。

○伊原委員 今質問があった他地区の事業者撤退について、撤退によつての操業の混乱は聞いていない。

漁業振興を予定したものについては、はしごを外されたということはあると思うが、現状は維持されていると思っている。手つかずで、現状は維持されていると思っている。そのほかの地区は法に基づいて、法定協議会の開催が進んでいる。現場の各地域の色々な事情が違ってくるので、様々な問題はあると思う。それは地域で議論しながら進めていくべきだと思う。第1ラウンドの秋田県能代市・三種町・男鹿市沖、秋田県由利本荘市沖、千葉県銚子市沖の先行実施地域は再公募するということで進んでいるようだ。

第2ラウンドは、長崎県西海市江島沖、新潟県村上市・胎内市沖、秋田県男鹿市・潟上市・秋田市沖、秋田県八峰町及び能代市沖の4つは事業者が選定され、最速で2028年の運転開始を目指して各種工事や準備を進めている。

第3ラウンドは、遊佐沖と青森県鮎ヶ沢沖はこれから施工業者が決まり、2029年に施工、2030年の稼働に向けて進んでいる。各地域の協議会で決めるので、我々がとやかくいう事ではないが、漁業者や地域の意見も聞きながら公の場で、進めていく方針というのが現状だと思う。

○議長 これを3海区の議案に落とし込む場合、どう共通項として絞り込むかが問題で、先行き不透明なものを絞り込むのは大変な作業です。

○樋口委員 情報交換会みたいなものであれば、そんなに絞り込まずに議題として提案できるではないか。

○伊原委員 ただどこの地区も海区漁業調整委員会の関係者が協議会の構成員に入っているところはない。漁協の組合長も出ている地区もあれば、遊佐沖みたいに組合長は出ないで各地区の漁業者から選ばれた人が出る地域もあるのではばらつきがあり、状況がわかる人もいればわからない人もいる。

漁業者から選ばれる場合もあって、その地区それぞれなので、海区調整委員の中でどなたかでも関わっている人がいれば意見交換会にもなるが、必ずしも関わっていないとなると情報交換は難しいのかと思う。

○議長 過去に3海区で議題に上がったことはある。ただ私の印象として洋上風力問題は意見の交換にならない。各県の現状を報告して、それについてさらに積極的に意見を述べるための議題にはならなかった。一方的に現状報告を聞いて終わり、それに対しての意見が出ないので盛り上がりがない議題で終わった経緯がある。意見交換で参加した方が自分の立場からいろんな意見を言い合うようなテーマではない。過去の取り上げた議題の盛り上がりと比較してもイマイチだった。出来たら漁業者が直面する問題、漁獲物に直結するような議題のほうが盛り上がる気はするがどうか。

実際に意見交換をすると、そこから発展して、話がそれる場合もあるが、どこの海区でも盛り上がるのは、魚の話、獲れる、獲れないとか、値段がいいとか悪いとか、そのような漁業者の生活に直結するような話題がどちらかというとき盛り上がるようでした。

洋上風力はそういった盛り上がるようなテーマにはならないと考えている。報告だけで終わると意見交換ではなくなるからです。意見の交換に重きを置きたい、と個人的には思っている。

私が考えていたのは、このところ水揚げの減少が深刻な問題と前から思っていた。山形は全国で未利用魚の活用が一番少ない、活用が一番できていない県ではないかと思っている。偏見かもしれないが、私はそう思っている。

水産資源の減少と、それに対応策というか、未利用魚の有効活用みたいなものを議題にしてはどうかと思い、先日、事務局と話していた。

前から言っているが新潟、秋田では食べられている魚がなぜか山形では食べられていない魚が多くいる。山形に住んでいるとわからないかもしれないが、私は本籍が新潟なので、新潟ではこんなに食べているのに、なぜ食べないのか少し不満に思っていた。これではせっかく獲ってもお金にな

らない。新潟、秋田ではお金になるのに、山形では獲ってもお金にならないのはなぜか。前から不満がある。それが漁業者の収益減少に繋がる。

そんな漁が減少してきたときこそ考えるべき議題が私の今の案です。

昨年度はB級魚の利活用という議題もあったが、B級魚とは食べることのできる魚、人の口に入る魚です。未利用魚とは違う。

このような会議の場で男性、女性と言ってはいけないが、魚をさばく機会が比較的多いであろう他の女性委員の皆さんはどうでしょうか。

○本間委員 普段さばかないので、すぐ食べられる魚を買ってくる。女性の料理離れが原因ではないのか。庄内人は口が肥えているからではないのか。と今聞いていて思った。庄内人は美食家が多い印象です。

○議長 ゲテモノを嫌う。オーソドックスな食べ方以外しない。あまりレパトリーが広くないというか。この魚はこう食べる。色々な食べ方をしようみたいなことをしない傾向があると思っている。

○本間委員 いろんな食べ方が形になってあれば食べるのかもしれませんが、そこまですべてを自分でする事は…。そこをクリアしないと消費は出来ないと思う。

○議長 そうしないと売れないのでしょうかね。

○本間委員 未利用魚も食べられる形で、なぜ出せないのかと思う。家庭人が調理しないからだと言われれば、嫌な人は見向きもしないからだと思う。珍しい魚が切り身や、刺身になっていれば買うけれど、見たことのない魚を自らさばき、刺身にするかといえば…無いと思う。

○議長 山形県のスーパーでは頭としっぽのついている魚は売っていない、売っているといえ、せいぜいアジとかありますが、少し大きい魚は丸ごと売っていない。秋田に行けば頭からしっぽまでついている魚は多く売られている。食育の違いかもしれない。秋田のスーパーには大きい黒い魚売っている。山形県のスーパーでは切り身になって売っていることが多い。

○本間委員 その方が、お客様が買うからだと思う。

○議長 鰯の頭がついていればどんがら汁も作れますよ。1品増えると私は考えますが。

○本間委員 頭がついてなくても、鰯（どんがら）が売っていればそれを買ってきて作ることとする。

○議長 鰯くらいになればしょうがないが。大きいので大変でしょうから。

○本間委員 うちの海区では、遊漁のことが長く議題になっている。火光利用による一本釣り漁業の見直しを開放するのはいいが、それを盾に遊漁の人が漁業だということで、そこを止めたいという話だったと思うが、その所の課題はほかの海区にはないのでしょうか。

○議長 遊漁の人が漁業というよりも、漁業者が遊漁を悪用していることだけ

なのだが、山形も1艘を除けばそういう問題は少ない。それは地域の問題ではなく人の問題なので、あまり他県の参考にはならないと思う。

今回の4号議案（火光利用による一本釣り漁業の制限）のルール作りも、皆のためというより、1艘のために作るルールですから。

遊魚に関しては、山形県は秋田、新潟県と根本的に環境が違う。遊漁禁止区域があるのは山形県だけです。秋田、新潟はほとんどない。あっても一定区画、一定期間のみ。秋田は全くないので、少し山形県と他の県とは環境が違うので共通項にはならない。

○樋口委員 これまで書面開催とした令和6年度、7年度の書面開催の案を対面で話してみてもどうか。

○議長 先ほど言ったようにその案にプラスアルファをしてより踏み込んだ話をすることは出来ると思う。田代委員は何かありますか。

○田代委員 秋田県はハタハタに特化して議題を出している。ハタハタはここ何年も皆無状態で、仕事に直結する。果たしてハタハタは復活するのか聞いてもらいたい。

近年鱒もよくない。今年に関しては、鱒の時期からサメが大量に来て鱒の仕事ができなかった。本来、春先からサメが来るのだが、海水温の上昇の影響から早く来ているとみられる。サメは船にあげることが出来なくなる位獲れた。ポンプを壊した方も酒田で2艘いた。そういう水温関係による漁場の魚種の変化も調べてほしい。近隣の県も同じ状況だと思う。

一方で、海の表面水温は上がっても海底の水温はそこまで上昇していない。ではなぜハタハタがいなくなったのか、復活するのか聞いてほしい。

○議長 サメの害について議案になるかもしれない。今年は鳥海礁にも早くからサメが来ていると聞くがどうなのか。

○田代委員 今年は特別です。

○議長 サメのせいで仕事ができないが、サメ対策は実際、難しいとか。

○齋藤委員 サメが仕事になる秋田でも、サメで仕事をしたと言っていたが。

○田代委員 今に至っては、何も獲れないよりよっぽどいいが、設備を壊さないように揚げなければならない。

○齋藤委員 今色々、聞いていて思ったが、3海区が共通した議題と結論のようなものを出すことは難しいと思う。洋上風力然り、今のハタハタの話の然り、火光釣りの話も然りである。

今、漁協で取り組もうとしている養殖事業ではサーモンが有力という話もあるが、秋田では白神サーモンといって漁業者がご当地サーモンを作っている。佐渡でもそういう事業があって、山形県も視察に行っている。養殖のサーモンは果たしてどうなのか。どこも共通した話題性があるような

ことを議題にするのはどうか。解決策が出るようなことは会長の言うとお  
り、地域で状態が違うので結論は出ないと思う。

私は洋上風力の話でもいいと思う。吹浦、酒田の人は洋上風力の話は知  
っているかもしれないが、我々は山形県で行われていることが全然わかっ  
ていない。わかるだけでも私はいいと思う。この３県では洋上風力がどこ  
まで進んでいるとか。私個人としては非常に興味がある。そういうことを  
折り込んだ中で議題を決めてもいいと思う。

ただし、海区調整委員会でやるべきレベルの議題かどうかという話もあ  
るが、結局３県の中で話をするのは、何がいいのか、見当たらないと思  
う。情報の交換で終えたとしても、それで仕方がない私は思う。

○議長 洋上風力にするなら、意見の報告だけで終わらせずに、ある程度意見  
を入れる。さらに漁協や漁業者がどう積極的に加わることができるかとい  
うことを含めると面白いと思うが。

実際酒田に新しく漁船登録した人の中には監視船のアルバイトができる  
から漁船登録をした人もいました。魚を獲るためでなく監視船をしたいか  
ら漁師になるという、本末転倒のようなことをいう人もいた。

しかし、漁協にとっても洋上風力が出来たら、風力装置の監視船やCTV船  
（作業員輸送船）に燃料を売ることができないか。燃料を売するための策  
や、そこで利益を上げることは出来ないか。燃費の悪い船にたくさん燃料  
を売りたいと話があった。

そういった漁業者は監視船で利益を上げようとしている。漁協も燃料を  
売りたいという話もあるので、洋上風力について現状からプラスになるよ  
うに漁協や漁業者とどう関わっていけるのか。利益確保のために。とい  
うような臨場感のあるテーマでも面白いと思う。そういう話題だと議論にな  
ると思う。

○伊原委員 今、齋藤委員の言った養殖の話題だが、各地それぞれサーモン、  
わかめ、牡蠣、アワビ色々なパターンがある。それぞれの情報交換が必要  
だと思う。今、海の資源が減少していく中、養殖にどう取り組んでいるの  
か各県それぞれ情報を持っていると思うので、情報交換をしてもいいので  
はないかと齋藤委員の意見を聞いて思った。新潟県の佐渡も秋田県も八峰  
町の岩館「サーモン」や「わかめ」、「ぎばさ」なども養殖しているので  
情報交換も出来ると思う。

○議長 どちらがいいでしょうか。洋上風力関係と養殖関係。今の漁獲減少と  
いうことを考えた場合、養殖関係のほうが直結するのではないか。

地形的にはこの３県の中では山形県が一番不利な状況にあると思う。

養殖事業の将来の可能性や取り組みを議題にすれば、他県から情報提供

いただけたと思う。漁業者の生活に近いような養殖事業の可能性などはい  
いと思う。

○飯塚委員 海区委員会で話す話題かはわからないが、今の現場として全国的  
に後継者不足に悩んでいる。どこの漁協も大変で水揚げが上がらない。と  
いうのは漁業の従事者が減ってきている。後継者がなくベテランが去れば  
若い人が来ないということだと思う。組合を維持するためでもある。水産  
行政をやる意味でも従事する人が少なければ縮小していくと思う。

その時に第一次産業である漁業をどう考えているか。どこの漁協も一緒  
だと思うので、どうしたら後継者が増えるとか、漁業の魅力をどう考えて  
いるか、どのような活動をしているか疑問を感じている。

水産行政を考えるにしても、少人数でやれる部分もあるが、従事者が増  
えて相対的な水揚げも増えるなら、その中で資源保護などの話も出てくる  
だろうし、将来的な結論の出ないような話ですが、将来的に漁業の魅力を  
どうやったら持てるか。意見交換の場では、将来に向けてこのような課題  
に対して、地域で事業を起こすなど解決策を考えるような話し合いもいい  
のではないかと思います。

○議長 全国的な共通の話題だとは思いますが。養殖と切り離すのか。ある程度繋  
げるのか。難しいかもしれない。

○飯塚委員 お金だけ稼げれば人が集まるのかといえばそうでもない。漁業の  
3K（きつい、汚い、危険）の印象からも魅力がないと仕事に就かないと  
思う。意見交換としてやってみるのもどうかと思う。

○樋口委員 漁業振興というくくりで展開していくのはどうか。

○議長 大きい枠で捉えると、漁業振興があり、その中に色々な手法があり、  
その手法の1つに漁業振興や漁業の未来のような話になる。

色々話は出たが、未利用魚から養殖、風力、漁業振興、漁業者の未来の  
話、いかに漁業者を増やしていくかという話まで。大きく分けて4つくら  
い話が出たが、どれか1つにまとめたい。

○田代委員 1つでないといけないのか。

○議長 2つでもいいが。3つはない。

○齋藤委員 1つでも、2つでもいい。会長、副会長に一任する

○田代委員 賛成。範囲が大きすぎて漠然としているので、それぞれの意見は  
出るが、それを絞ることは難しい。

○議長 例えば漁業振興の方策ということにして、養殖事業の可能性など、そ  
んな感じで1つにまとめることでどうか。

○鈴木委員 水産庁も海業を推進している。いろんなビジネスをやっていくた  
めにも今の漁業振興も養殖もどこで何をやっているか事例の紹介とかどう

か、山形県では「ゆらまちっく」などもやっている事例がある。

○議長 少し聞きたいが 以前、由良でサーモンの養殖をしていましたよね。  
今もやっているのでしょうか。

○齋藤委員 やっていない

○議長 いつなくなったのか 5、6年前はやっていたのか

○齋藤委員 定置やっている仁三郎さんがやっていたが、詳しくはわからないが結局は出荷してある程度、値段と経費とで採算があわないので。これからやろうとしている養殖はなにか、わからないが、結局は餌代がかさむ。採算が見合うだけの大量に稚魚を買い大きくなるまでは大量に餌が必要になる。それがどのくらいの値段で売れるかもあるし、採算が取れないから、湾内でやっていたが辞めたと思う。そのような話だったと思う。

○佐藤指導課長 その通りです。

○齋藤委員 秋田の白神サーモンは 採算が取れているのか。

○佐藤指導課長 詳しい話は知りません。

○齋藤委員 以前、餌代が厳しかった時もあった。という話を聞いた。

何年か前に同じ岩館から持ってきたので知り合いの方の息子さんが副代表をやっている。今現在もやっているのだから採算が合っているからこそできるので、それ以上詳しい話を聞いていないので知らない。

○議長 漁業振興のためにどんな方策があるか。ということで、その中に養殖事業の可能性のようなテーマでよろしいか。

○一同 はい（了承）

○議長 そんなテーマで事務局と文面を考えて、その方向で考えていく。内容についてはこちらに一任させていただきます。

#### 【第4号議案】火光利用による一本釣漁業の制限に係る委員会指示の見直しの方向性について

##### 〔資料説明〕

○事務局（伊藤漁業調整主査） それでは、資料4を御覧ください。火光利用による一本釣漁業の火光釣りの制限に係る委員会指示の見直しの方向性について、これまでの経緯をおさらいということで御説明いたします。

火光釣り委員会指示について、令和6年1月、総トン数5トン以上の船舶の漁業者から、現行の「5トン以上の船舶による火光釣りは禁止」とされているトン数制限の撤廃を求める要望が、令和6年1月に海区あてに提出されました。

しかしながら、当時は、5トン未満の船舶の漁業者との調整が整っていなかったことから、5トン以上の、船舶の要望書は県漁協を通じて要望者に返却いたしました。

その後、海区事務局が主体となり、県漁協の御協力をいただきながら、令和6年度から令和7年度にかけて、各地区での意見交換や、漁業種類ごとの意見聴取を行い、調整を進めてまいりました。

その結果、昨年11月25日に開催された第438海区において、総トン数5トン以上20トン未満の船舶による火光釣りについて、操業区域を酒田沖に限定し、山形海区漁業調整委員会が承認した船舶に限って操業を認める承認漁業とする事務局案をお示しし、委員の皆様から御了承をいただいたところであります。

本日は、その後の調整状況を踏まえ、委員会指示の見直しの方向性について、御審議をお願いするものであります。

はじめに資料1の概要を御覧ください。火光釣りの委員会指示の見直しにつきましては、令和7年12月に、酒田地区の小型船の漁業者から、海区あてに、総トン数5トン以上20トン未満の船舶による火光釣りの承認漁業に、人数制限等の条件を設けてほしいとの意見書が提出されました。

この意見については、令和8年2月の第440海区で御報告し、委員の皆様から御意見をいただいた結果、承認漁業に2人以内という人数制限を設けることとなりました。

その後、海区への報告結果を踏まえ、令和8年3月17日に改めて、5トン未満の船舶の漁業者と意見交換を行ったところ、人数制限以外の点についても御意見をいただきました。

また、5トン以上の船舶の漁業者からも、人数制限に関する御意見がございました。

次に資料2の火光釣りの承認漁業に関する意見について、を御覧ください。前々回、2月の海区において、総トン数5トン以上20トン未満の船舶による火光釣りの承認漁業については、人数制限を2人以内とすることで御決定いただきました。これに対し、5トン未満の船舶の漁業者からは、人数制限に加えて、漁業資格、住所資格、酒田地区に住所を要するもの。操業区域、光力制限も設けてほしいとの意見がございました。

一方で、5トン以上の船舶の漁業者からは、人数制限は2人以内ではなく4人以内としてほしいとの意見がございました。それぞれの御意見は、表にお示しのとおりです。海区で2月に決定した意見と5トン未満、5トン以上の船舶の意見は資料の表にお示しのとおりです。

3の課題についてです。(1)の人数制限については、御説明したとおり、5トン未満の船舶と5トン以上の船舶とで、御意見が分かれている状況にあります。(2)の人数制限以外の条件については、5トン未満の船舶からは、火光釣りの承認漁業について、人数制限だけでなく、漁業資格、操業区域、光力制限も条件として加えてほしいとの意見がございました。以上のとおり、事務局として漁業者の皆様との調整を進めてまいりましたが、総トン数5トン以上20トン未満の船舶による火光釣りの承認漁業に係る条件について、調整が整わなかったことから、委員会指示の今後の方向性について、委員の皆様には御審議をお願いするものであります。

4の今後の対応案についてです。今後の対応案のポイントは、2点ござ



います。1点目は人数制限です。漁業者の皆様からは、2人以内とする案、また4人以内とする案の双方が出されております。人数制限をどのように設定するか、御議論をお願いいたします。

2点目は人数制限以外の条件です。5トン未満の船舶の漁業者から、漁業資格等の条件も取り入れてほしいとの御意見がございました。これらの条件を加えるかどうか、御意見をお願いいたします。

なお、5の今後のスケジュール見込みですが、本日の御審議結果を踏まえ、6月の海区で素案を提示し、7月にパブリックコメントを実施、8月の海区で見直し案を協議し、9月に見直し後の委員会指示を発動、10月に承認漁業について協議を行う予定として降ります。これにより、今年の秋から5トン以上の船舶による火光釣りが可能となるよう進めてまいりたいと考えております。説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

〔意見等〕

○議長 いくつかの問題があるが、人数制限から検討していきたい。人数制限を全くしないということもありうるが、人数制限をするかしないかという問題と、人数制限をする場合何名以内にするかという問題です。

人数制限をするという問題は皆さんも異論ないということですが、今の委員会指示は人数を制限していない。あくまでも小型船組合の中で、自主ルールとしてやっている。今度やるとしたら5トン以上だけではなく、5トン未満船に対しても当然人数制限が加わることになる。5トン未満は人数制限が無く、5トン以上に人数制限があるのはおかしいと思う。

この前提で人数制限を入れるかどうかという問題で、制限する場合、何人以内にするかという問題です。それについて意見交換をしたいと思うが、御意見ある方お願いします。地元の田代委員、いかがでしょう。

○田代委員 自分の意見として人数については、前回も2人と決めた。船が大きければ人を乗せて竿を多く出すことも出来る。小型船はこれで商売していたので、自分個人の意見としては、小型船に合わせてほしい。

今までは5トン未満の船の人たちしかできなかったのだから、5トン以上の船もということだが、小型船に合わせた2人で良いのではないかな。

乗船人数は2人の場合、竿2本で船が大きい場合、4人乗れば竿4本になるので、船が大きい分は仕方がないという意見かもしれないが、それについては小型船の人たちが商売している場所の中に入ってくるので、基本的な最初のルールとしては2人以内とした方がいいと思う。そうしなければ小型船の人たちが受け入れないと思う。

○飯塚委員 5トン以上の船で3人乗りという現状はあるのか。

○田代委員 遊漁で、10人くらいで乗せて釣っている。

○飯塚委員 遊漁船は多くお客を乗せていく。それを止めるために2人にする

と、前回の話し合いで決めたと思う。5トン以上でイカ釣りを3人でやっている船がやりたいとなった場合、3人はダメだということか。2人でなければならないとなれば、乗組員のことを考えると疑問に感じるが、現実的に3人乗りの現状が無いならば、2人で良いと思う。

○田代委員 現時点で、3人で仕事をする船はいない。2人乗りしかない。

○飯塚委員 3人で水揚げは考えられないので、2人で良いのか。

○議長 実態がよくわからないが、5トン未満の火光釣りは、実際には、1人が多いのか。2人は少ないのか。

○田代委員 ほぼ1人です。2人の船はいるか。

○佐藤指導課長 親子で乗っている方はいる。2隻ぐらいだったと思う。

○議長 大部分が1人。船が大きくなっても操船は2人いればできますか。

○田代委員 出来ます。ほぼ1人で電気釣りをしており、5トン未満の船は1人乗りみたいなもの。これで5トン以上の船が参戦して4人までとなれば、1人乗りの船は、強く反対すると思う。

○飯塚委員 遊漁船から出た話ではないのか。

○田代委員 話が広がるので小型船が要望している2人で良いのではないのか。船をまわすにしても釣るにしても2人で出来るので。

○飯塚委員 漁業資格とは何か。

○議長 どこに住んでいる人かを示している。酒田に住民票のある人。想像だが秋田県や宮城県の人を、にわか従業員として乗せるなということだと思ふ。乗り込んで釣る船があるからです。

○飯塚委員 遊漁船に関しても酒田市内に住んでいる人なのか。

○議長 その辺をけん制しているのではないかとと思っている。小型船の人たちの意見を聞いていないので私はよくわからないが、事務局の伊藤さんが話を聞いてきているので、漁業資格の思惑はどこにあるのか伺えますか。

○事務局（伊藤漁業調整主査） 思惑につきましては、今回酒田沖だけ火光釣りの解禁するにあたり、他の地区には入らないように、という意見交換がありました。

他の地区に入ってくるなというのであれば、酒田にも入ってこないでほしい。ということで酒田に限るとなり、小型船の意見です。酒田市沖で5トン以上の船が火光釣りを出来るのは酒田市に住民票がある方だけです。

○議長 漁業資格は船長のことなのか。乗組員の資格は関係ないのか

○事務局（伊藤漁業調整主査） 漁業許可を受ける方のことで、乗組員は関係ありません。承認を受ける漁業者が酒田市に限るということです。

○議長 乗組員はどこから連れて来ても良いということですね。

○事務局（伊藤漁業調整主査） 漁業資格は、あくまでも承認を受ける方で

す。

○議長 乗組員もけん制していると思った。考えすぎました。

人数制限は方向性としてこの会で、2人までということによろしいか。

それ以上拡張する必要はないか。

○鈴木委員 2人でいいと思う。光力制限も従来どおりで2人で良いし、人を増やすことによって安全についての文言も増やす必要も出てくるので2人で良いと思う。2人にすることで問題は軽減されると思う。

○議長 人数は4人でなく5トン未満、5トン以上含めて2人までと人数制限をかけるということでみなさん異論はないか。

○一同 はい（了承）

○議長 次に漁業資格の問題です。前回の案として特に制限はしない。ただエリアを限る。実際に酒田沖に酒田以外から来るのか。5トン以上の船がエリア外から入って来る可能性は低いという話だったが。

○田代委員 今は区域の問題ですか。

○議長 資格の話です。

○飯塚委員 この区域で承認するということは、他県とか別の区域まで承認するという事はないということでしょうか。他のエリアの船には操業の許可をしないということですね。

○事務局（伊藤漁業調整主査） 前回は原則、山形県内で漁船登録をしている船と、もう1つ条項を設けて、委員会が特に認めたもの。何かあった場合は認めることとして、認めた漁業者にも承認を与えることを今現在考えていました。基本的には県内の漁業者を想定しています。

○議長 例えば他県の船から、イカが獲れないので火光釣りでブリ釣りをさせてほしいといわれた時、住民票で資格制限すると融通が効かなくなるので、許可基準として原則県内、場合によっては県内に仕事に来る他県の船もありうることから、承認の要綱を入れておく。必要性はあると思う。

○鈴木委員 以前にもこの海区で会長からその文言は書けないといわれた。

地元の漁業者の同意がなければ全て前に進まない。その文言を入れておけば、こと細かに文言を書かなくとも、システムの管理が可能だと思う。それを書けないと会長がいうので、資格から操業区域まで決める事になった。例えば地元の合意がなければ承認漁業をあげない。そこまで明確に書けばいいのではないか。

○議長 地元の承認とは何かということにはならないか。

○鈴木委員 地元にも不利なところもあるが、ある程度素案を作って提示する場合、地元の意見を聞いたが、不要でも、特になしでもいいが、地元の漁業者がこれで操業しづらければ、そこにまた問題が出てくる。

違反した人は、また規制を何とかクリアするために、別のことを考えて提案したりする。堂々巡りになる。地元の合意を得ながらみんなで規律ある漁業をしてもらうということで、どうか。

○議長 規律については、承認を条件にし、尚且つ違反があった場合には、承認の取り消しをする。ということで規律を守ることでした。

そして守ってもらうためのルールはどうするか。1つは人数と操業区域は、特になしとなっているが、あくまでも酒田沖しかない。

○鈴木委員 規律を守るために、ルール作りはいいが、ルールを決めても管理できるシステムが山形県には皆無です。

○議長 その問題は確かにある。皆無では無いが、ほぼない。

○鈴木委員 だからその問題が浜にまた返ってくる。こういう問題が堂々巡りで起こる。決めて管理するなら、もっと水産行政がしっかり、悪いものは悪いと白黒つけるような権限とパワーを持っていれば良いが、これがないので、浜に監視の目を置く必要がある。

○議長 違反の認定については 月峯だけでは無理なので、漁業者の情報提供も必要だと以前の海区で話した。

○鈴木委員 その話は証拠が必要になる。裁判すれば負けるとかそういう話になっていったと思う。そうであるならば悪を捕まえる方法も考えないといけないと思う。捕まえる方も、そこまで考えて現実を見るべきだと思う。途中で辞めた、とまではいわないが、時間ばかりを費やした事例が今までも多くあった。そのようなことをさせないためのルール作りと思う。

ルールを守って規律ある操業なら良いが、故意や意図的に行動するのであれば懲らしめる必要があると思う。

○議長 やるとするならば、たぶん故意ですよ。

○飯塚委員 承認するためにはYMナンバーが必要。ということが大前提にある。次に乗組員は2人までとする。資格は船がYMナンバーだけを選ぶための資格を指すのか。乗組員が漁業者でなければだめだとか。そういう意味合いでないように思えるが。

○事務局（伊藤漁業調整主査） この資格を入れることによって、5トン以上20トン未満の酒田市に住所を要する、漁船登録のある人たちになります。

以前の海区で会長から、ここはいれなくて良いのではないかと御意見はありましたが、ここを入れることによって酒田市の5トン以上の漁業者しか承認を受けることが出来ないというようになるので、例えば鶴岡市の5トン以上の船がこの海区で、操業をすることは出来なくなります。

○議長 さらに遊佐町も同じですよ。遊佐町の吹浦に大きい船はほとんど止まっていないですが。

- 本間委員 今まで5トン未満の方たちが操業していたところに5トン以上の船にも開放するということから考えると、5トン未満の船の人たちの意見を全体的に飲まざるを得ないのではないのか。光力制限とか指定するところをみると、飲まないと受け入れてもらえないのではと思った。
- 議長 一部開放ですから。実際はどうなのか。
- 事務局（伊藤漁業調整主査） 実態を申しますと。2月の海区で人数制限の2人以内を踏まえて、意見交換をしたところ、なんとしても人数制限以外の操業区域も漁業資格も、光力制限も入れてほしいという、意見でした。
- 議長 光力制限はもともと10KWと決まっているので、これは光源の種類ではないのか。あと球の選択ではないか。
- 飯塚委員 光力制限について、北部小型船組合の協定書はどんな内容なのか。大きな船は、それに準じてとっているが、協定書はあるのか。
- 事務局（伊藤漁業調整主査） 資料4に記載の5トン未満の内容です。
- 飯塚委員 5トン以上の船もこの内容で理解してもいいのか。
- 齋藤委員 前回の委員会でもあったが、5トン以上の船の人たちもこの光力制限で良いとっているか。
- 齋藤委員 それで良いと5トン以上の船が言っている。
- 飯塚委員 この意見から光力制限についても、操業区域についても問題ないが、問題の人数は2人までという意見で決められるのではないのか。  
違反した場合は、取り締まりで月峯に頑張ってもらえば良いのではないのか。その方法は規制を守らせる方向で考えてもらうしかない。
- 鈴木委員 漁業資格の問題は、酒田市の船だけできて、例えば鶴岡市や、遊佐町は排除という意味になるのでしょうか。
- 議長 その漁業資格を入れればそうなります。それはまずいのではないかと前回、自分は発言した。
- 伊原委員 かなり前に話したことがあるが、明石礁の協定書は、結構前、昭和48年ごろの話で各浜の、鶴岡や飛島を含めて承諾をもらっている。2人以内、10KW以内。その時、住所資格は無かったが、5トン以上も準ずれば操業可能になる。漁業資格の意図は何のためか判断しにくい。
- 議長 要望書を出した5隻は全て酒田市に住民票がある。自分たちだけで独占したい、他者を入れたくない意図があるのではないのか。
- 齋藤委員 南のほうの鼠ヶ関方面の人たちは「酒田の中でやることは酒田で決めてほしい。その代わり酒田で火光釣りする人たちはこちらの海区には来ないでほしい。鼠ヶ関、堅苔沢方面には来ないでほしい。後は酒田で決めてほしい。」という要望。逆に言えば、南側の、我々の火光釣りの船が酒田に行ってもいいのかといったら正反対の話になる、だからこの文言が

必要なのだと思うと前回、話をした。そういう意味でこの文言があると思った。

○伊原委員 昔の状況と今の状況は変わっている。昔は明石礁でしか電気釣りはやっていなかった。だから南側の人たちもこちらに来ていた時代もあった。今はそういう時代でなく広範囲でやるので棲み分けに近いものだ。

○議長 要するに平たく言えば明石礁でブリを釣らせるのは、例の5隻に限定するのか。それ以外の人にも参加の機会を与えるのかという話です。それがどちらに転ぶのかということです。

○伊原委員 5トン以上の人が良ければ、今までの5トン未満の船の条件に合わせれば問題がないと思う。

○議長 そうです。光力制限がわかりにくいのですが、水中灯を使わない人なら10KWまで使っているのがルールです。船上灯の球数の制限をつけることなのか。2KWの球を使うなら3灯、6KWまでしか使えない。

○伊原委員 10KWだが、1KWの球使う人と3KWの球を使う人では、3KW3つで9KWになる。1KWなら3つで3KWしかない。2KWなら5灯付けるのか。

○議長 5トン未満の人の意見を採用するとこれ以外ダメだということになるので、1KWは3灯しか付けることは出来ない。それでいいのか。

実際の19トンのイカ釣り船は球1個何KWなのか。

○佐藤指導課長 イカ釣りは基本的に3KW球です。

○飯塚委員 光力制限は5トン以上の船が良いのであれば、何個つけようが捕まろうが、本人の判断です。

○議長 シンプルに光力を10KWに制限すれば、種類や数まで制限をする必要があるのか。10KWの大枠以上に絞り込む必要があるか。

実際、北部小型船組合の内部ルールで、そういう装備で作っている。それを今回広げるわけで、そこに総枠10KW以上の制限を加える必要はあるのか。そもそも5トン未満もこの制限はない。あくまでも小型船組合の内部ルールであって南側の由良や鼠ヶ関には関係がない。

○齋藤委員 南部のほうがこうだからといっても、ここで議論する話ではない。そのことに對し酒田地区から議論してほしいという意見が出たのならともかく、わざわざ引き出して議論をする必要はない。

○伊原委員 整理すると、海のことなのでこれはそもそも5トン以上の何名かの問題でそれを解決すればいいのではないか。

○飯塚委員 最初からそういう問題。大きい船を入れないためにどうするか。入ってもらいたくないものを入れるために規制をかける。

○議長 ただし、委員会指示は複雑にしたくない。5トン未満について10KW

と、光力の総数制限しかしていない現状で、内部ルールは別として、球数や球の種類に関して、5トン未満の船にない制限を5トン以上の船にわざわざ必要なのか。というのが私の意見。全体には全く制限はない。5トン未満の船は鼠ヶ関、由良、加茂、酒田や遊佐でも全部10KWという制限しかない。LEDの場合には係数を1/7乗ずる制限しかない。それを5トン以上の船には光力制限に加えて球数や種類について細かく規定しなければいけないのかということをお願いしたい。委員会指示が複雑になるからこそ、制限を付けないことによって実害はあるのか。実害がない場合、5トン以上の船にそう光力10KWという制限以外に、より制限をかける必要性はあるのかを聞きたい。

○飯塚委員 種類は問題ないと思う。

○事務局（伊藤漁業調整主査） こちらに書いてある通り、基本的にはメタハラまたはハロゲンで明石礁遊漁禁止区域の外縁部1,000メートル以内はハロゲンのみです。

○田代委員 話が複雑になっているが、この5トン未満の条件を移行して、これをそのまま5トン以上の船の条件に持っていけばいいのではないのか。

ただ、5トン以上の人が北部小型協定書に準ずるようにしてほしいとあるが、資料4に書いてある条件と北部小型船の条件は違うのか。

○議長 話を整理するが、これは5トン以上に対する意見の要望で、5トン未満の人たちの要望です

○田代委員 ここに書いてある通り5トン未満の人たちはこれしか付けないということではないのか。

○議長 違います。5トン未満の人たちは委員会指示上、自由です。球数も球の種類も関係ない。

○田代委員 5トン未満の船はいくらつけてもいいのか

○議長 球数10個でもいいです10KW以内なら。

○飯塚委員 5トン未満に合わせますと言っている。

○議長 今の委員会指示は10KWまでとしかない。他にはない。だから1KW10個でも良い。それを、5トン以上に制限しても5トン未満は相変わらず自由になる。

○本間委員 今までは5トン未満のほうは自分たちの内規でやってきたのではないのか。

○議長 あくまでもこれは自主ルールで、それもある一定区域の5トン未満の自主ルールです。全県でも無く酒田近辺の人たちだけのルールです。

○本間委員 一定区域の中で操業させてほしい。一定区域の中でこの条件をのめば操業できるということですよね。開放してもいいと言っている人たち

の意見がこれなら、自分たちの光力の制限は、明確に明記されたものはないが、自分たちの内規でしているからこれを守ればいい。それを書いたときに5トン未満の人たちはフリーで、5トン以上の人たちだけ制限を加えることになるがいいか。きっと5トン未満の船の人たちはそれ以上の装備を持っている人たちがいないので、という感覚なのではしょうが。

○議長 5トン未満の人に書いてあるものは、あくまでも北部の自主ルール、酒田ルールです。

○飯塚委員 ですが10KWの光力制限は南部も県下同じですよ。

今書いてある、真ん中のハロゲンなどは、今決まっているルールを書いてあるだけです。北部南部関係なく。

○本間委員 だからわざわざ書かなくても良いというのが会長の意見でした。

書かなくてもよいが、書いた方がわかりやすいということで、たぶん5トン未満の方々は意見を出したと思う。

○議長 それと、わからないのが、イカ釣り船はハロゲン、メタハラどちらがついている。

○佐藤指導課長 両方ついています。球を取り替えて作業することができますが、基本はメタハラです。

○議長 もし、明石礁の中に入ってブリを釣る場合メタハラを全部止めてハロゲンに切り替えなければいけない。イカの船が入ってくるなら。

○佐藤指導課長 外縁部遊漁禁止区域には入れないことになっているので、外縁部1,000メートル以外はハロゲン切り替えて作業することになる。

○議長 イカ釣りの船はメタハラを使っている船もハロゲンを持っているか。

○佐藤指導課長 持っている。光力が弱いのでわざわざつけていないが、基本的に皆さん装備されています。

○議長 メタハラを持っているイカ釣りがそのためにわざわざ、このためにハロゲンを買って足す必要はないということか。

○佐藤指導課長 おそらくないと思う。そもそも電球自体が消耗品ですが。

○議長 メタハラしか積んでいないと思っていました。普段はメタハラだが予備として持っているということですね。

○田代委員 10数年前、メタハラは1級の大きな船にしか積んでいなかった。

○齋藤委員 今、漁をする人達は皆持っている。

○伊原委員 以前から飛島の人たちと付き合いがあるが、飛島の人たちはハロゲンを持っていて、切り替えて使用している。

○議長 ということは、手持ち在庫で支障はないということですね。

○田代委員 会長はあくまでも10KWまでという制限の大前提があるので、個数は決めなくてもいいのではないかと。という考えなのか。



- 議長　そうです
- 飯塚委員　明るさ制限だけでいいのではないか。何個つけていようと、その明るさに満たなければいいのではないか。
- 田代委員　現実的には大きな船は10KWなので、1KWを10個つけようという船は1人もいないと思う。第一、1KWを持っている人はいない。3KW1個と1KWを3個で、どちらが明るいかといえは3KW1個の方が明るい。
- 佐藤指導課長　大体は2KW球と3KW球です。
- 田代委員　同じワット数10KWに対し1KW10個焚いて10KWですが、3KWを3つ付けて9KWのほうが明るい。したがって1KWを10個つける人は100パーセントに近いくらい、いないと思う。
- 齋藤委員　いないと思う。球も持っていないと思う
- 飯塚委員　明るさ制限をしているので3個つけようが10個つけようが問題ないのではないか。
- 伊原委員　ところが、実際には海で灯りを見ても何KW球をつけているのか、誰もわからない状態。
- 飯塚委員　だから取り締まる場所は月峯さんをお願いして、決まりは決まりで決めて、これで嫌であれば辞めればいいし、違反したら捕まえればいいし、難しい問題ではないと思う。合わないところは人数だけで操業範囲も良いと言っているのであれば問題ないと思う。
- 伊原委員　水中灯が3KW以内。船上灯との合計が3個でいいと思う
- 飯塚委員　5トン以上の船が了解するかしないかは別問題で、了解しなければ許可しないだけの話。海区で決める事であっちの顔色を見て、こっちの顔色を見るのではいつになっても決まらない。
- 田代委員　あくまでも海区の火光釣り承認漁業と書いてあるので、飯塚委員の言うとおりで良いと思う。5トン未満の人たちがこれでやってほしいというなら、1KWを10個つける人は100パーセント近く存在しない。ここに書いてあるのはそれぞれの意見で、今ここで決めるのは、くどいようだが、海区の承認漁業スタイルでルールを決めているので、海区で承認されれば、申し込みをお願いする形で良いのではないか。
- 飯塚委員　自分もそう思う。
- 議長　北部の内規ルールを5トン以上の人たちにそのまま適用すると、ということでもいいですね。少し細かくはなるが。
- 飯塚委員　10KWの明るさを判断するために何KWの球を何個つけるだとかは、取り締まりで行政にしっかりしてもらわなければならないと思う。それがあまりにもひどいようなら、球個数で規制するとか考えなければならないが、取り締まりは月峯さんの仕事だろうし、規則は規則で決めているので、違

反したらどうするかは我々の判断ではないと思う。

○議長 水中灯 3KW は、水中灯 3KW 以内までということか。

個数は書いていないので、水中灯は球数制限がないということか。水中灯の小さいものを 2 個入れる人がいると聞いたことがある。

○佐藤指導課長 今日もってきていないが、北部小型ではなく、遊漁船組合協定書の中では遊漁の協定ありますか。平成 28 年度に取り交した協定で、そこに水中灯 1 灯など書いてあった気がします。

○議長 水中灯 3KW 以内を 1 灯までということですよね。水中灯を付けなければ船上灯 3KW を 3 個の 9KW をつけることが出来る。正確に言えば水中灯 3KW 以内を 1 灯まで、でいいですね

○佐藤指導課長 協定書の中では水中灯 1 灯、その中では 10KW 以内で水中灯 1 灯、船上灯 10KW 以内という表記です。それぞれ水中灯何 KW 以内とか制限をかけてなくて 10KW の総数の中で水中灯は 1 灯、船上灯は 3 灯以内という表現です。

基本的な考えはそうなのですが、北部小型のローカルルールとして 3KW や船上灯 3 灯以内までと縛っているだけなのです。

○議長 そのまま活用するにしても、わかりやすくするためには、メタハラ、ハロゲンとあるが合計で 10KW 以内、水中灯 3KW 以内を 1 灯、船上灯は 3 灯以内と書けば正しいか。それとも水中灯の KW 数制限は球数だけでいいのか。

○佐藤指導課長 基本的には先ほど議長が言われたとおり、10KW があり 5 トン以上の方々は北部小型組合の内規に従うと一文があるので承認漁業の条件の中に北部小型の制限に従うみたいな一文を書けば良いのではないのでしょうか。

○議長 それは出来ません。委員会指示は他の規範を引用してはいけない。もし北部で内規を変えたら委員会指示も同時に狂う。

だからここに数字を入れなければいけないが、先ほど言ったように単純に総数 KW 以内、水中灯 1 灯まで、船上灯 3 灯までとするのか。

例えば 5KW の水中灯があり、船上灯に 2KW を 2 個、1KW を 1 個つける。それで困る事があれば 水中灯 3KW を 1 個まで、船上灯 3 個までにすれば良いのではないか。

水中灯に 5KW が存在するかは知らないが。それで北部の内規とは一致するのかを確認したかった。

○伊原委員 水中灯も合わせて、水中灯 3KW 以内合計 3 個までと記憶している。水中灯 1 個と船上灯 3 個なら合計 4 個つくことになる。

○議長 もっとも、3KW が 1 つ、2KW が 3 個つけることも出来る。球があれば

ばですが、どうなのか。

○議長 北部に合わせるのなら、実際の内規がどうなっているのか。北部の内規が不正確なら委員会指示は出来ない。

○佐藤指導課長 この KW 数、球数などについては、少し前に総会を開き、決めていた。

○議長 委員会指示の内容が北部の内規の表現と違うと指摘されるとまた時間がかかるので、正確に合わせておかないといけない。北部のルールが活字になっているのであれば、それを参考にし、それが間違っているのであれば、間違っているところはこちらで直して指示しないといけない。

ただ 10KW だけでルールにするなら問題はないが、ここまで球数を入れるとなると、間違いがないか正確にしなければいけない。

○齋藤委員 水中灯がメタハラやハロゲンでもプラスで 10KW 以内なので、あと 7KW の船上灯を何にするか。3KW の球 3 個、9KW はつけられない。あとは 2KW という場合もあるので、船上の球 3 個で 6KW そういう解釈で決めたのではないか。

○伊原委員 水中灯は 3KW 以内、船上灯は水中灯と合わせて 2 個、合計 10KW 以内で、船上灯は水中灯 1 個入れたら船上灯は 2 個になり、合計 3 灯だと記憶している。

○齋藤委員 船上灯 2KW もあるのでこのような書き方をしたのは。

○佐藤指導課長 そのとおりだと思います。

○伊原委員 その頃 2KW の人はいなかったのだが、飛島の方は 3KW 水中灯 1 個、船上灯 3KW 2 個の合計 9KW でしたが、今後は水中灯 3KW で船上灯も合わせた合計 3 灯だと思う。

○齋藤委員 3KW の方が明るいかもしれないが、船上灯 2KW を 3 個つけても 6KW で、プラス水中灯 3KW 1 個で計 9KW。船上に 3KW を 2 個つけても同じ 9KW になる。

○飯塚委員 球の数を把握してもトータルで 10KW、水中灯 3KW でわかりやすくすれば良いのではないか。1KW を 6 個つけようが、7 個つけようがいいわけなので、船長の考えに任せたらどうか。1KW、2KW というよりもトータル 10KW は決まっているので。そのうち水中灯は 3KW 以内で決めれば良いのではないか。

○樋口委員 本日の議題は見直しの方性についてであって、具体的な文言まで固める必要はないのではないか。

○議長 今の内容は、文言でなく内容を議論している。文言の議論ではない。

○樋口委員 方向性について、5 トン未満の船舶の内規を概ね受け入れるのは何となく委員の合意はとれていると思われます。配付された資料には今後

のスケジュール見込みの所で見直しの素案についての協議の場が6月にあるようなので、そこで事務局から数パターン案を作っていただき、文字が実際にある状態で議論したほうが良いのではないかと聞いていると、同じような話が続いている

○議長 いや6月には結論を出さなければいけない。その後パブコメなので、それを考えて今日詰めておかないと間に合わない。

論点は北部小型の内規を引用するのであれば北部の正確なルールが必要だということ。それが口頭でのルールで活字になっていないのであればやっぱり信用できない。その確認をしてほしい。

活字化された資料が存在しないのであれば海区のルールとして考えるしかない。伊原委員のいった上下合わせて3灯までというのが、私は現実的だと思う。それが北部と違うと苦情を言われても困るので、皆さんは3KWしか使っていないのなら、水中灯は3KW以内でトータル10KWならば計3個以内の表現で良いのではないかと。それを船上灯3個と書くとわかりにくくなる。

○鈴木委員 以前聞いた情報だが、船上灯と表記したのは、違反を取り締まる時目視できるから、個数を提示しようという流れで、個数を提示したと思うのですが。その解釈を引用すれば1KWを10個つけてもいいのではないかとという意見もありますが、違反を取り締まる意味では、この文言を入れておくのも良いと思う。

○議長 3KWしか使っていないのであれば伊原委員のいうように水中灯1灯3KWまで、総数3個までにした方がシンプルで良い。その方が取り締まり時に確認しやすい。船上灯2個、水中灯1個ある。船上灯3個ある。水中灯がついているのであれば合計で何KWついているとなる。総数を3個までにした方がわかりやすいと思う。取り締まりもしやすい。10KW以内にしておいて、合計水中、船上3個までにした方が、北部のルールとは違うが、それでも良いと思う。

○鈴木委員 であれば委員としての方向性はこれに決めて先ほどの樋口委員の言ったように、今、北部の協定の内容がはっきりわからないのであれば6月に再確認して決めるという流れでどうか。

○議長 この内容をわかりやすくするのであれば、水中灯は3KW以内を1球とし、照明は上下合わせて3個まで、総数は10KW以内と決めればシンプルだと思う。

取り締まりもしやすいし。それでいいのではないかと。北部は船上灯3灯までとっているが、あくまでも海区で決める分には北部とは関係ない。

水中灯3KWを1灯以内。照明灯の数は上下合計3灯まで。総数は10KW

以内。球の種類は尊重するということにすれば、わかりやすいのではない  
か。部の表現とは違うかもしれないが、皆さんいかがか。

これは北部に返しますか。

○伊藤漁業調整主査 北部に返す予定はないです。

○議長 北部にとって、より不利にならないければ良く、上下合計3灯までとし  
て、水中灯は3KW以内なら北部にとって不利にならない。北部に不満を言  
う資格もない。伊原委員の原案が一番わかりやすいのと、取り締まりの実  
態を考えた場合でも鈴木委員の言うとおり、目安も明確である。

仮に水中1個、船上3個にすると12KW使われてもわからないので、海区  
としてはわかりやすく、船上灯3個とは書かずに水中灯は3KW以内を1個  
まで、照明灯の数は合計3個まで。総数は10KW以内として方向性を決めた  
いがよろしいか。

○一同 はい（了承）。

○議長 あとは蒸し返しになるが、いっそのこと5トン未満もこの枠を入れて  
も良いと思うが、実態としてそうはいかないのか。そうすれば5トン以上  
も5トン未満も共通ルールになるのだが、これを全般に適用すると、支障  
があるのか。支障がないのであればわかりやすいと思う。

○伊原委員 ここに北部小型の協定書に準ずると書いてあればいいと思う。

○議長 ただこれは、5トン未満の全海域に適用されるので南部の鼠ヶ関、由  
良、加茂の5トン未満の船の人たちが、それでは自分たちは装備があわな  
いという人も出てくるかとまずい。漁協で実態は把握していますか

○佐藤指導課長 中には2KW球使っている人もいるので、当てはまらないかも  
しれません。

○議長 それでは、まずいですね。それでは5トン未満は触れないで5トン以  
上の限定ルールがいいですね。2KWの球を使っている人がいれば申しわか  
ないので。それは、いじらないということで、5トン以上限定で船上灯水  
中灯の合計は3灯まで、船上灯の個数には触れないということで、皆さん  
いいですね。これで原案のほうお願いします。

○飯塚委員 確認です。南部の5トン未満の船はこの海域には入れないという  
ことなのでしょうか。海域を決める事で5トン以上の船はこの海域で承認  
して入ってもいいということですが、5トン未満の船はこの海域に入っ  
てはいけないということなのか。

○議長 北部の5トン未満の船といっているのが不正確ですが、北部の意見な  
ので、はっきりいって北部の人たちは酒田以外の人を入れたくない。海区  
としてそういう制限を加えるかという問題はある。他県の船やイカ釣り船  
がやらせてほしいと申請があった場合どうするかという問題もある。

- 飯塚委員 承認する、しないはこれでいいのだが、南部の船が、来るか来ないかはわからないが、海は流れていくし決められた海域に入ってはいけないわけではないですよ。
- 本間委員 5トン以上の船ですよ。
- 飯塚委員 5トン以上の船は承認船だからいいが、南部の船はみんな5トン未満の小さい船です。この区域に入ってこられなくなることですね
- 議長 そのルールはない。
- 飯塚委員 南部の船が入ってはいけないというわけではないですね。
- 議長 北部の意見としては、5トン以上の船に対するルールで、5トン未満の船までこうしようと言っていない。
- 飯塚委員 酒田市に住所が必要というのは5トン未満に適用するのか。
- 議長 違います。5トン未満の船舶に対するルールではなく、5トン未満の人の意見です。
- 伊原委員 意見です。私も勘違いしました。そんなことをいったら遊佐町も同じです。これは意見です。
- 議長 私も事務局に誤解されやすいと言った。
- 飯塚委員 もし入れなくなったら大問題です。5トン未満の船については今までどおりですね。5トン以上の船を規制するためにこういった決め事をするということでもいいのか。
- 議長 そうです。先ほど少し言ったのは、イカ釣りの他県の船が希望した場合入れるのか、除外するのかという問題。除外するのなら酒田市と限定を入れてもいい。場合によっては他県のイカ釣り船にやらせてあげるのであれば、酒田市と住所を限定してはまずいし、どうしますか。
- 伊藤漁業調整主査 当初の意見交換では山形県に漁船登録しているものと、そのほかに委員会が特に認めた船を想定していたが、酒田市に住所を有するものとなると、他県の県外船は受け付けないことになる。
- 議長 方向性としてイカ釣りの船が、イカが獲れなくて、電気釣りしているようならば、自分たちもさせてくれないかと言われたとき、山形県として排除するのか他県の人にもチャンスを与えるのかという問題です。どうすればいいか。漁協的には水揚げが上がるので良い話。実際可能性があるのは、イカ釣りの船くらいではないか。やらせてほしいといったとき、皆さんどう思うか。
- 田代委員 単純に入れない方がいいと思う。
- 議長 旅の船は除外
- 田代委員 そうでなくても、漁場は狭いので、そこまで考えたら日本全国から来て下さいという話になるので、収集がつかなくなる。入れない方がいい

いと思う。

○本間委員 もともと酒田の人たちが困っているので入れてほしいという話ではないか。

○議長 本当は全県にしたかったが、他の地域が拒否して、こうなった。旅の船の人は入れなくていいという考えであれば、酒田市に住所限定にして問題ないと思う。私は他県の船にチャンスを与えていいと思ったので、特にイカが獲れない場合。そこまで考えなくてもいいとなれば、それでいいでしょうし。では地元の人だけでよろしいですね。皆さんの意見として。

○本間委員 今の所はそれで良く、そのために特に海区漁業委員会が認めたものつけたはずなので、その時に話し合えばどうか。

○議長 酒田市住所限定とすれば、委員会の裁量でそれ以外に広げることは出来ない。特段の事情があれば、条件を満たさない人にも承認しうると書けば別ですが。例外を認めるかどうか。田代委員は例外不要という意見。

○齋藤委員 例外がどういう事を指しているのかよくわからない。

○議長 他県のイカ釣り船のことです。

○齋藤委員 旅のイカ釣りに、火光釣りさせる事ならば、させない方がいい。

○議長 させなくていいのであれば、それで良いが、そこにチャンスを与えようという意見があれば酒田の住所規定は撤廃しないといけない。

○鈴木委員 他県のことを考えるのであれば、5トン以上の船でなくても、酒田市に住所がなくても、地元漁業者の合意が得られるという文言と北部小型の意見に準ずる事を承諾できる船であれば良いのかもしれない。どうしても県外船にこだわるのであれば。

○議長 別にこだわっているのではないが、そこに機会を与えてもいいというのであれば住所制限を撤廃しなければいけないが、そこは考えなくていいのであれば酒田住所限定で良い。今聞いたら、酒田住所限定で良いとのことで、旅の船まで考慮しなくてもいいという意見が多いので酒田住所の船だけでいいのですね。

○飯塚委員 酒田住所の人で青森の船で操業していたらどうなのか。

○田代委員 山形船籍ではないので出来ない。

○鈴木委員 5トン以上の鶴岡市の船が手を挙げている船はなかったか。

○伊原委員 可能性はあると思う。

○議長 実際、明石礁にしかブリがいなくなった時。鶴岡市の人たちが明石礁に行きたいと手を挙げる可能性がある。将来的にはそこも考えなければいけないので、委員会指示を1度作ると簡単に毎年変えられないので、酒田市住所限定は少し気になるころはある。

○伊原委員 最近温海でも船を大きくしている。5トン以上の延縄船が該当し

てくる。

○議長 5トン以上の延縄船で南部から来たいという船はないのか。

○飯塚委員 許可は出さない。

○議長 もしブリが明石礁しかいなくなったら、南部の人にも開放する必要性があると思う。

○飯塚委員 この通りに決めたら、酒田市に住所がなければならない。

まずは、酒田に住所がある船籍で釣れないときに助けようという気持ちで承認しようというのだから、変化があったらその時また考えれば良いのではないかと。いつまでも変わらないはずはないので。

○議長 酒田限定で良いということですね。今スタートする委員会指示は酒田住所限定でよろしいですね。

○一同 良いと思います（了承）。

○議長 漁業資格も入れるということですね。あと、操業区域ですが、要するに明石礁の枠の中には入るなということです。

当然5トン以上の人たちは反対すると思うが、枠の中を5トン未満専用区域にするということです。明石礁を除くことは5トン以上の方は了承するのだろうか。

○田代委員 聞き取り調査で「特になし」となっている。これをそのまま移行しても良いのではないかと。

○議長 違います。5トン以上の人たちは、読み方として、明石礁の中にも入れろと言っている。5トン未満の人達は、明石礁の中に5トン以上の人たちが入っては困るといっている。

○伊藤漁業調整主査 5トン以上の船舶の方は、5トン未満の操業区域の意見に異議はないということです。意見はないということで、操業禁止区域を設けてもいいということです。

○議長 それで了承しているのか。5トン以上の方は。

○佐藤指導課長 そうです。私も聞いています。

○議長 5トン未満の意見に従うということですね。

○伊藤漁業調整主査 そうです。5トン以上の船舶の方の意見は人数だけでそれ以外は、5トン未満の船の意見に異論はないという意見でした。

○議長 これに従うという意味ですね。

○飯塚委員 5トン未満は、区域は決まっていますか。ただ明石礁に入るなということだけで。遊漁船禁止の所に入るなということだけで、ここは酒田の区域ですという線引きは決めていない。

○伊原委員 違います。5トン未満は全県です。

○飯塚委員 5トン以上の区域を決めなければいけない。



- 議長 5トン以上が航行可能なのは、そもそも酒田沖しかないの、素案では遊佐、旧温海、鶴岡のエリアのみんな反対している。5トン以上が航行可能なのは酒田沖だけです。それが、議論の大前提です。
- 飯塚委員 酒田沖はわかりますが、例えば月光川から南、赤川から北のような線引きはないのか。酒田沖だけでいいのか。
- 議長 海共で区切っている。
- 伊藤漁業調整主査 共同漁業権の海共2号で区切っている。まずは酒田沖で区切る、7,400メートル以遠より先で、明石礁遊漁禁止区域は除いてほしい。ということです。
- 議長 問題は、5トン未満には7,400メートルもない。5トン以上は7,400メートル以内には入れるなということですね。これについても了承していただいた。実際獲れないので良いのだが。
- 飯塚委員 操業区域の文言に酒田沖がはいるのか。
- 議長 酒田沖で7,400メートルよりも沖で、明石礁は除くということです。今回、北部小型船組合の要望をほぼ入れることになる。あとは灯の数の表現を少し整理して、新しい委員会指示案を作るということで、よろしいか。皆さんこの内容で御理解出来ましたでしょうか。
- 飯塚委員 はっきり線引きしなくても良いのか。
- 議長 海共2号から遊佐沖を除く。海共2号の中で遊佐沖は特定できているのか。
- 伊原委員 それが出来ていない。
- 議長 前々回に地図をつけたが。
- 伊藤漁業調整主査 図面で12海里までとなります。
- 伊原委員 たぶん陸上の行政区の境目で、日向川の南です
- 議長 これについては、人数制限2人以内、漁業資格は酒田市に住所を有するもの。操業区域もこのとおり。光力制限については水中灯3KW以内を1灯までの合計3灯までとシンプルに決めて、それを次回の委員会指示案として用意するというので、たたき台を作り、次回の海区の前に私に見せてもらい、確認します。よろしいですね。
- 一同 はい（了承）。
- 議長 ということで今日の議案はこれで終了です。全体についてその他で何か皆さんからないか。
- 飯塚委員 承認船にはワッペンでも貼るのか。
- 伊藤漁業調整主査 まだそういう事は考えておりません。
- 議長 承認の取り消しについても盛り込む。取り消し手続きについては特にないか。今まで承認手続きで何かを承認するとか、取り消すとかは、今ま

で例がない。初の委員会指示になる。取り消しの手続きについて、例えば、弁解の機会を与えるなど。そういうことは、誰か代表で聞くのか公の海区の会議の議場において意見を聞いて諮問するのか。その辺も本当は決めておかねばいけない。何か案はありますか。

○伊藤漁業調整主査 詳細、意見の弁明についてまだ考えていなかったが、承認漁業の承認も取り消しどちらも、海区に諮った上で行う事を考えているが、細かい手続きについては、他県で承認漁業を行っているところもあるので、そちらの事例なども確認して、準備したいと思います。

○議長 それを入れないのはまずいと思う。私も委員会指示で初めてなので、見たことがない。あとは見落としがないか。思いついたら、次回までに打ち合わせをする。

(終了)

## 【閉 会】

〔次回開催予定〕 令和 8 年 6 月 23 日（火）午後 2 時 30 分

令和 8 年 4 月 28 日  
山形海区漁業調整委員会

会 長 加藤



委 員 伊原 光臣



委 員 飯塚 厚司

